

# 新型コロナウイルス感染症対応資金

をご利用の福岡県内事業者の皆様へ

融資実行日から **3年間**金融機関にお支払いになった利息を  
年2回 **利子補給**（キャッシュバック）します。

## 令和4年度 利子補給スケジュール

	対象期間	利子補給額	利子補給予定日
第5回	令和4年1月1日～6月末日	対象期間に支払われた 利息実額	令和4年8月22日
第6回	令和4年7月1日～12月末日	(取扱金融機関によって は利息相当額)	令和5年2月22日

令和5年度以降も、毎年1月1日～6月30日までお支払いの利息額(6か月分)を8月下旬に、7月1日～12月31日までお支払いの利息額(6か月分)を2月下旬にお振込みします。

- ※ 金融機関が手続きを代行しますので、事業者の皆様のお手続きは不要です。
- ※ 利子補給額は、基本「対象期間内に事業者様が支払われた利息の実額」ですが、取扱金融機関によっては「対象期間(原則6ヶ月)に相当する利息を計算した額(利息相当額)」となります。
- ※ 利子補給額は、融資返済口座に「**利子補給(新型コロナウイルス感染症対応資金)**」という名目で振り込まれます。
- ※ 振込額について、事業者様への個別明細通知は行っておりません。通帳にて振込額をご確認いただくか、各金融機関本部の利子補給担当部署へお尋ねください。
- ※ 対象期間中の延滞利息、遅延損害金は、利子補給の対象外です。
- ※ 融資の繰上返済により利子補給額が実際の支払利息を超過した場合等、利子補給額の一部をご返還いただく場合があります。

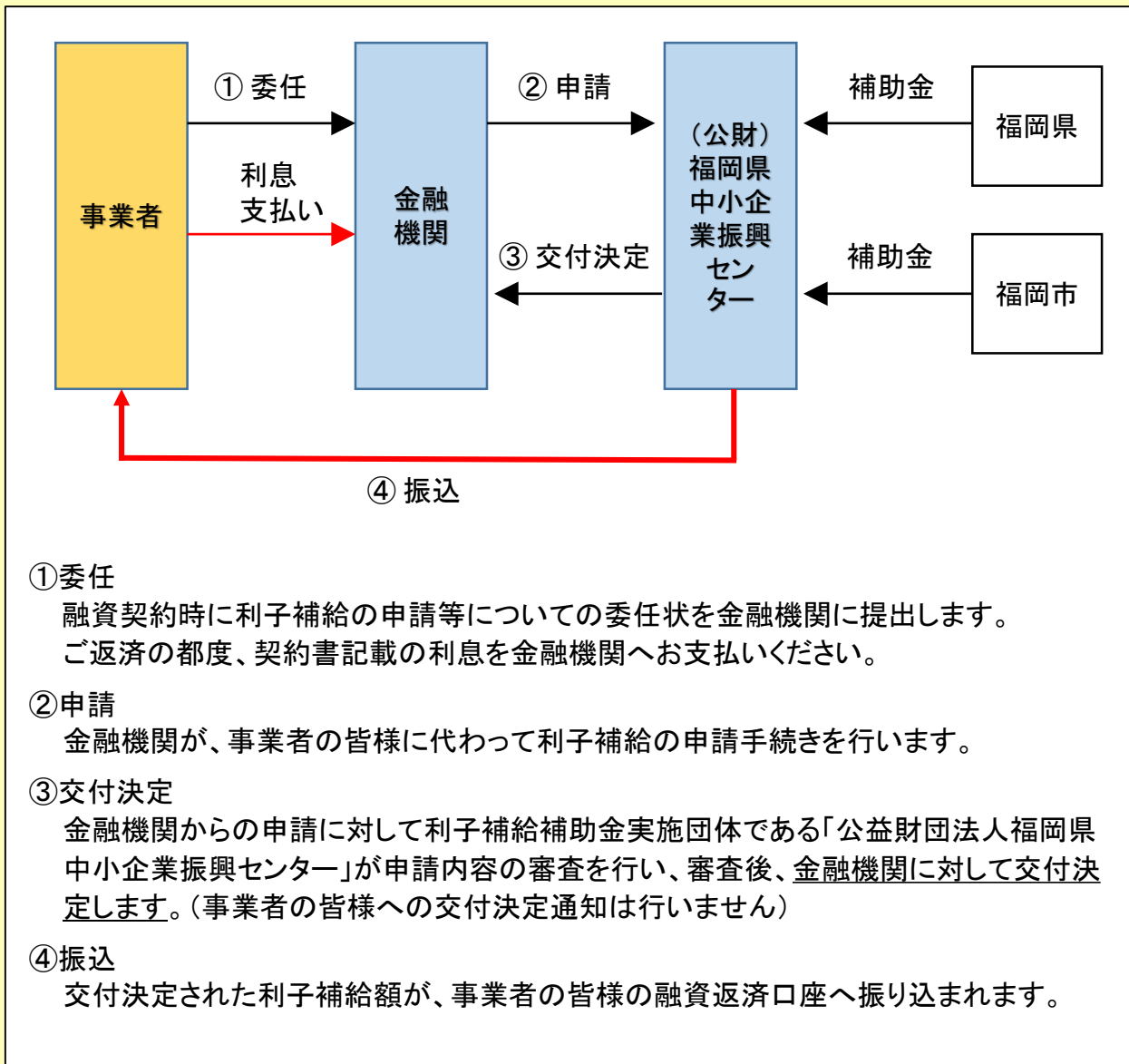


新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金実施団体  
公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

<http://www.joho-fukuoka.or.jp>

本事業は、福岡県及び福岡市より補助金を受けて実施しています。

## 《利子補給の流れ》



### ①委任

融資契約時に利子補給の申請等についての委任状を金融機関に提出します。  
ご返済の都度、契約書記載の利息を金融機関へお支払いください。

### ②申請

金融機関が、事業者の皆様代わりに利子補給の申請手続きを行います。

### ③交付決定

金融機関からの申請に対して利子補給補助金実施団体である「公益財団法人福岡県中小企業振興センター」が申請内容の審査を行い、審査後、金融機関に対して交付決定します。(事業者の皆様への交付決定通知は行いません)

### ④振込

交付決定された利子補給額が、事業者の皆様の融資返済口座へ振り込まれます。

利子補給 関連HP

<http://www.joho-fukuoka.or.jp/hojyokin/index.html>



### 【問い合わせ先】

#### 《利子補給制度に関すること》

公益財団法人福岡県中小企業振興センター(利子補給専用ダイヤル)

**092-710-5000**

※平日9:00~17:45(土日祝日除く)

#### 《利子補給額に関すること》

融資を行っている金融機関の**利子補給担当部署**へお問い合わせください。

取扱金融機関	担当部署	電話番号